

## 富山市建設請負工事検査技術基準

(目的)

第1条 この基準は、富山市建設請負工事検査規程（以下「工事検査規程」という。）第7条第2項に規定する検査に必要な技術的事項を定めることにより、適切な検査の実施を図ることを目的とする。

(既済部分検査)

第2条 既済部分検査とは、工事検査規程第5条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について行う検査をいう。

- (1) 賃金又は物価の変動により、請負金額が不相当となったと認めたとときの出来形の確認
- (2) 天災その他不可抗力により、損害を受けた場合の損害額の確認
- (3) 契約の解除を行った場合の出来形の確認
- (4) 受注者の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができないときの損害額の確認

2 工事検査規程第8条第3号に規定する検査の立会いは、前項第3号及び第4号の場合とする。

(中間検査)

第3条 中間検査とは、工事検査規程第5条第5項に規定するもののほか、工事施工途中の出来形及び品質等の確認を行う検査をいう。

2 前項前段の検査において、検査員は、監督員とともに工事現場又は製作工場に立入り、立会い及び資料等の提出を請求できるものとする。

(技術指導等)

第4条 検査員は、中間検査等の結果、是正を要する事項があるときは、工事検査規程第11条に基づき、受注者に対して指導・指示書（様式第1号）等により指導、指示を行い、検査復命書にその内容を記載すると共に、監督員に通知するものとする。この場合において、監督員は、当該事項の是正完了を確認し、速やかに検査員に報告するものとする。

(工事の修補)

第5条 工事検査規程第10条第2項に規定する工事の修補が軽易な場合とは、概ね目的物の機能や品質が確保されている工事で、修補に要する期間が完成検査の日から14日以内に完了するものをいう。

(検査の内容)

第6条 検査は、当該工事を対象として契約図書に基づき実地において行い、別表1に掲げる検査確認票の確認事項について行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第7条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書とを対比し、別表2に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第8条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は、契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができるものとする。

(品質の検査)

第9条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表4に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は、契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うことができるものとする。

(出来ばえの検査)

第10条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、おさまり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、別表5に基づき、目視、観察により行うものとする。

(出来形及び品質の合格値)

第11条 出来形及び品質検査の合格値は、設計図書に定める規格値のほか、土木工事については、富山県が定める「富山県農林水産部土木工事施工管理基準」又は「富山県土木部土木工事施工管理基準」に掲げる規格値とする。ただし、既設構造物又は関連する他の工種により制約を受けるものと認められる場合はこの限りではない。

附 則

この技術基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この技術基準は、令和5年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）

工事検査員  
職・氏名

印

## 指 導 ・ 指 示 書

今般、工事検査を実施した結果、次のとおり是正の指導、指示をします。

工 事 名	工 事
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 種 類	検 査
検査実施日	年 月 日
指 導 ・ 指 示 事 項	
是 正 期 限	年 月 日
報 告	是正状況を速やかに監督員に報告するものとする。